平成２９年（フ）第３３５号
京都府長岡京市勝竜寺２番１号　光和荘202
破産者　安田　正一
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３８１号
京都市伏見区小栗栖森本町13番地　市営住宅小栗栖団地13―106
破産者　三澤　利香
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０１号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番11―802号
破産者　田中　麻衣（旧姓平野）
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２０２号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番11―802号
破産者　田中　景
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７４１号
福岡市西区福重２丁目６番25号
破産者　波左間龍二
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７４８号
福岡市中央区薬院２丁目13番26―605号
破産者　早瀬　桂史
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３３号
富山県高岡市滝新21番地１　長生寮、前住所富山県高岡市本丸町13番19―405号　東洋ビル
破産者　室　正昭
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第９１号
山梨県甲府市湯村３丁目23番３―101号
破産者　堀口　和己
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３６４号
神戸市垂水区本多聞７丁目２番３―806号、従前の住所神戸市垂水区神陵台９丁目６番20号
破産者　ＭＡＫＩＮＯ　ＴＡＫＡＹＵＫＩ（通称牧野隆行）
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１０号
高知市種崎289番地15　カーサベレッツァ501、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市石坂１丁目９番22号
破産者　川口　雅子
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６１１号
高知市種崎289番地15　カーサベレッツァ501、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市石坂１丁目９番22号
破産者　川口　憲美
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４２３号
福岡市博多区千代１丁目30番20号
破産者　三輪　ゆり
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７２６号
福岡市城南区宝台団地20番305号
破産者　中村　和幸
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７９号
鹿児島県鹿児島市東俣町718番地２
破産者　谷口　美香
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
鹿児島県鹿児島市東俣町718番地２
破産者　谷口　孝二
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６９号
鹿児島県志布志市志布志町安楽1912番地２
破産者　中嶋　幸作
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

免責許可決定

平成２９年（フ）第６６号
北海道登別市中央町２丁目20番地26パークステーション106号
破産者　塚本　辰志
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
函館市宮前町18番25号　メゾン宮前　102号
破産者　平賀　拓也
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１４８号
函館市高盛町23番19号　めぞん弐番館　102号室
破産者　山口百合子
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１５３号
北海道松前郡福島町字三岳640番地４
破産者　小野寺　守
1　決定年月日　平成29年８月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所